

Q 養育費とは、何ですか？

A 一般的な定義として、養育費とは、未成熟の子が社会人として独立自活ができるまでに必要とされる費用をいうとされています。

Q 養育費は、子どもが何歳になるまで払ってもらえるのですか？

A 法律上、一律に「何歳まで」とは決まっていません。一般的には「成年に達するまで」とする扱が多いようです。子どもさんが高卒で学業を終了する予定の場合に「18歳に達するまで」とされる場合もあれば、大学に進学する予定の場合に「満22歳に達するまで」とされる場合もあります。

Q 養育費の金額はどのように算定されるのですか？

A 近時、裁判官が中心となり、養育費算定表というものが作られました。

詳細は、裁判所のHP http://www.courts.go.jp/tokyo/saiban/tetuzuki/youikuhisantei_hyou.html

をご参照ください。ページ下部に算定表のPDFファイルへのリンクがあります。

最近の実務では、この算定表を参考に養育費の額を定めることが多くなっています。

コラム Q & A

離婚について 養育費

Q 養育費は、どのような手続で定めるのでしょうか？

A 協議離婚が成立する場合には、養育費も父母の協議により定めることとなります。この場合、きちんとした書面、できれば公正証書にしておくことをお勧めします。

離婚について合意できない場合や、離婚は合意できたが養育費について合意できない場合には、一般的に言って、協議離婚をすべきではないでしょう。その場合には、離婚を求める当事者は、家庭裁判所に離婚調停を申し立てます。そして、離婚調停の中で、養育費についても求めていくこととなります。調停が成立した場合、養育費の額、支払方法等については、調停調書という公的な書面の中に明記されます。

離婚調停が成立しない場合、離婚訴訟を提起し、その中で養育費も請求します。

Q 離婚調停の際、養育費は要らないと言ってしまい、調停調書に「養育費を請求しない」と書かれてしまいました。その後事情が変わり、養育費がないと生活が苦しい状況になってしまいました。そのような場合に、養育費を請求することはできないのでしょうか？

A 父母の間で養育費を請求しない約束をしたとしても、子供の権利まで奪ってしまうことはできません。子ども本人から父に対して、扶養請求権を行使することは可能です。